

第三十九回国会 参议院 农林水产委员会会议录第四号

昭和三十六年十月十日(火曜日) 午後一時二十七分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 仲原 善一君
理事 石谷 憲男君
櫻井 志郎君
亀田 得治君
森 八三二君

- 委員 青田源太郎君
植垣赤一郎君
河野 謙三君
重政 庸徳君
柴田 栄君
田中 啓一君
高橋 衛君
藤野 繁雄君
大河原一 次君
北村 暢君
清澤 俊英君
安田 敏雄君
千田 正君

- 政府委員 农林政務次官 中野 文門君
农林省農林経済局長 坂村 吉正君
农林省畜産局長 森 茂雄君
事務局側 常任委員 安楽城敏男君
会専門員 食糧庁業務第一部長 田中 勉君

本日の会議に付した案件

○農業近代化資金助成法案(内閣送付、予備審査)

○農業信用基金協合法案(内閣送付、予備審査)

○肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○中央卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○家畜取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○農林水産政策に関する調査(食糧管理に関する件)

○委員長(仲原善一君) ただいまから農林水産委員会を開催いたします。

去る九月二十五日、予備審査として付託されました農業近代化資金助成法案(閣法第一八号)、農業信用基金協合法案(閣法第一九号)、肥料取締法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)、農業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第二一号)、中央卸売市場法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)、家畜商法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)、農林中央金庫法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)、以上八件の法律案を一括議題といたします。

まず提案理由の説明を順次聴取いたします。

○政府委員(中野文門君) 農業近代化資金助成法案の提案理由を御説明申し上げます。

農業経営の改善をはかり、農業の近代化を強力に推し進めて参りますためには、農地の集団化等土地保有の合理化と並んで、家畜の導入、農作業の機械化等農業の生産施設等の整備拡充をはかることが不可欠であります。そのためには長期かつ低利の施設資金の融通を一そう円滑にする必要があることは申すまでもないところで、農村におけるこれらの資金の需要は、ますます増加する趨勢にあります。

他方、農業協同組合等の組合系統金融機関の資金は、最近次第に充実を示して参りましたが、その貸出金利が割高であること等の理由から、農民の資金需要に十分にこたえることができず、また、従来の農業改良資金等の制度金融につきましても、その資金ワラが少ないこと等の理由から、その機能を十分に發揮するには至っていないと考えられます。

そこで政府といたしましては、今後農業協同組合につきまして自己資本の充実、合併の促進、部門別経理の確立等による経営の合理化の措置を総合的かつ強力に推進し、貸し出しの促進と貸出金利の引き下げ等組合系統金融の刷新強化をはかる所存であります。組合系統金融の現状にかんがみまして、なお利子補給等の助成措置を講じなければ農業近代化の重要な一翼をになうべき組合系統金融の機能を十分に發揮させることは困難と考えられますので、組合系統資金を農業施設資金として大幅に活用し、農業経営の近代化に資することを目的として農業近代化資金融通制度を設けることとした次第であります。

次に、この農業近代化資金助成法案の内容について御説明申し上げます。この法律案は、さきに第三十八国会に政府が提案し御審議願いました農業近代化資金助成案に、衆議院農林水産委員会の修正の趣旨による修正を加えたものでありまして、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一は、国の対象となる農業近代化資金の内容であります。これは、農業者の経営の近代化に資するために、農業協同組合等の融資機関が、利率年七分五厘以内、償還期限十五年以内の条件で、農業者等に貸し付ける畜舎、果樹など、農機具等の施設の改良等に必要資金、果樹その他乳牛その他の家畜の購入に必要な資金等であります。第二は、このような内容の農業近代化資金に対して行なわれる政府の助成であります。

この政府の助成には、利子補給補助と出資補助の二つがございますが、このうち利子補給補助は、農業近代化資金を貸し付ける融資機関と都道府県との契約により、都道府県が利子補給を行なうのに要する経費の全部または一部を国が補助するものであります。政府の行なう助成のうち、もう一つの出資補助は、農業近代化資金にかかわる債務保証をおもな業務として、新たに各都道府県に設立されます農業信用基金協会に対し、都道府県が農業近代化資金の債務保証に充てるための基金として出資を行なうのに必要な経費の一部を国が補助するものであります。

以上が、この法律案を提案する理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いたします次第であります。

次に、ただ今提案になりました農業信用基金協会法案の提案理由を御説明申し上げます。

農業の生産性の向上と農業経営の改善をはかりましたためには、農業経営に必要な資金の融通を円滑にすることがきわめて重要であります。このため農業者等が農業協同組合その他の融資機関から資金を借り受ける場合に、その貸付金にかかわる債務を保証することをおもな業務とする農業信用基金協会の制度を確立する必要がありますので、この法律案を提出するものであります。

この政府の助成には、利子補給補助と出資補助の二つがございますが、このうち利子補給補助は、農業近代化資金を貸し付ける融資機関と都道府県との契約により、都道府県が利子補給を行なうのに要する経費の全部または一部を国が補助するものであります。政府の行なう助成のうち、もう一つの出資補助は、農業近代化資金にかかわる債務保証をおもな業務として、新たに各都道府県に設立されます農業信用基金協会に対し、都道府県が農業近代化資金の債務保証に充てるための基金として出資を行なうのに必要な経費の一部を国が補助するものであります。

以上が、この法律案を提案する理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いたします次第であります。

次に、ただ今提案になりました農業信用基金協会法案の提案理由を御説明申し上げます。

農業の生産性の向上と農業経営の改善をはかりましたためには、農業経営に必要な資金の融通を円滑にすることがきわめて重要であります。このため農業者等が農業協同組合その他の融資機関から資金を借り受ける場合に、その貸付金にかかわる債務を保証することをおもな業務とする農業信用基金協会の制度を確立する必要がありますので、この法律案を提出するものであります。

この政府の助成には、利子補給補助と出資補助の二つがございますが、このうち利子補給補助は、農業近代化資金を貸し付ける融資機関と都道府県との契約により、都道府県が利子補給を行なうのに要する経費の全部または一部を国が補助するものであります。政府の行なう助成のうち、もう一つの出資補助は、農業近代化資金にかかわる債務保証をおもな業務として、新たに各都道府県に設立されます農業信用基金協会に対し、都道府県が農業近代化資金の債務保証に充てるための基金として出資を行なうのに必要な経費の一部を国が補助するものであります。

以上が、この法律案を提案する理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いたします次第であります。

次に、ただ今提案になりました農業信用基金協会法案の提案理由を御説明申し上げます。

農業の生産性の向上と農業経営の改善をはかりましたためには、農業経営に必要な資金の融通を円滑にすることがきわめて重要であります。このため農業者等が農業協同組合その他の融資機関から資金を借り受ける場合に、その貸付金にかかわる債務を保証することをおもな業務とする農業信用基金協会の制度を確立する必要がありますので、この法律案を提出するものであります。

この政府の助成には、利子補給補助と出資補助の二つがございますが、このうち利子補給補助は、農業近代化資金を貸し付ける融資機関と都道府県との契約により、都道府県が利子補給を行なうのに要する経費の全部または一部を国が補助するものであります。政府の行なう助成のうち、もう一つの出資補助は、農業近代化資金にかかわる債務保証をおもな業務として、新たに各都道府県に設立されます農業信用基金協会に対し、都道府県が農業近代化資金の債務保証に充てるための基金として出資を行なうのに必要な経費の一部を国が補助するものであります。

以上が、この法律案を提案する理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いたします次第であります。

次に、ただ今提案になりました農業信用基金協会法案の提案理由を御説明申し上げます。

農業の生産性の向上と農業経営の改善をはかりましたためには、農業経営に必要な資金の融通を円滑にすることがきわめて重要であります。このため農業者等が農業協同組合その他の融資機関から資金を借り受ける場合に、その貸付金にかかわる債務を保証することをおもな業務とする農業信用基金協会の制度を確立する必要がありますので、この法律案を提出するものであります。

この政府の助成には、利子補給補助と出資補助の二つがございますが、このうち利子補給補助は、農業近代化資金を貸し付ける融資機関と都道府県との契約により、都道府県が利子補給を行なうのに要する経費の全部または一部を国が補助するものであります。政府の行なう助成のうち、もう一つの出資補助は、農業近代化資金にかかわる債務保証をおもな業務として、新たに各都道府県に設立されます農業信用基金協会に対し、都道府県が農業近代化資金の債務保証に充てるための基金として出資を行なうのに必要な経費の一部を国が補助するものであります。

以上が、この法律案を提案する理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いたします次第であります。

次に、ただ今提案になりました農業信用基金協会法案の提案理由を御説明申し上げます。

農業の生産性の向上と農業経営の改善をはかりましたためには、農業経営に必要な資金の融通を円滑にすることがきわめて重要であります。このため農業者等が農業協同組合その他の融資機関から資金を借り受ける場合に、その貸付金にかかわる債務を保証することをおもな業務とする農業信用基金協会の制度を確立する必要がありますので、この法律案を提出するものであります。

この法案は、さきに第三十八国会に政府が提案し、御審議いただきました農業信用基金協合法案を、衆議院農林水産委員会における修正の趣旨による修正を加えたもので、その内容は次のとおりであります。

第一点は協会の業務についてであり、すなわち、この法律案では農業者等とは、農業を営む者、農業に従事する者、農業協同組合、同連合会及びこれらの者が主たる構成員または、投資者となつて法人で、政令で定める者を示すこととなっておりますが、この協会は農業者等が農業近代化資金その他農業者等の事業または生活に必要な資金を融資機関連手なわち貸付事業を行なう農業協同組合、信用農業協同組合連合会、共済農業協同組合連合会、農林中央金庫及び銀行その他の金融機関で政令で定めるものから借り入れることにより負担する債務の保証の業務並びにこれに附帯する業務を行なうこととなっております。

この保証業務に伴ないまして、協会の負担する保証債務の弁済に充てるための基金の管理方法、剰余金の処分方法、経理の区分等につきまして必要な規定を設けることとなっております。

第三点は設立についてであり、協会の設立は、主務大臣の認可を受けなければならないものとするは

か、発起人、創立總會、その他設立に關し必要な規定を設けることとしております。

第四点は協会の管理についてであり、その定款及び業務方法書に記載すべき事項、役員を選任、總會議事手続等に関し必要な規定を設けることとしております。

第五点は解散及び清算につきまして必要な規定を設けることとしてあります。

第六点は監督等についてであり、協会の業務または財産に關する報告の徴収及び検査、法令等の違反に対する必要措置、命令等監督に關し必要な規定を設けるほか、主務大臣を農林大臣及び大蔵大臣とすること、罰則に關し必要な規定を設けることなどあります。

第七点は附則といたしまして、財産法人からの引き継ぎ、都道府県の保証業務の引き継ぎ等所要の経過規定を置くこと、税法その他関係法律の規定の整備等をはかることとしてあります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由の要点であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

次に、ただいま提案になりました肥料取締法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

第一点は肥料の定義の改正であります。現行肥料取締法におきましては、植物の栄養に供すること、または植物の栽培に資するため、土壌に化学的変化をもたらすことを目的として、土地に施される物を肥料として認めているのでありますが、近時たとえば葉面散布剤のように植物の栄養に供すること

を目的として植物に直接施用するものが製造市販され、すでに農家の使用するところとなつております。このいわゆる葉面散布剤は、今後、生産消費ともに増大する見込みであり、その品質を保全し、公正な取引を確保するため所要の規制を加えることができるよう肥料の定義の改正を行ない、新たに肥料として認めようとするものであります。

第二点は一般的に禁止されている異物混入について例外を認めるための改正であります。現行肥料取締法におきましては、原則として肥料の品質を低下させるような異物を肥料に混入することを禁止しているものでありますが、近時農家労働の軽減をはかる目的をもつて農薬を混入する肥料あるいは肥料の増進をはかる目的をもつて大谷石等の特定物を混入する肥料等が生産される見込みでありますので、公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところにより混入する場合に限って異物混入をすることができるよう、異物に關する規定を改正することといたしたのであります。

以上が、この法律案を提案する理由及びそのおもな内容であります。なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さらんことをお願い致します次第であります。

次に、農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

農業災害補償法に基づきまして農家が納付すべき共済掛金の率は、農林大臣が定める通常共済掛金標準率、異常

共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率を標準として、一定の方法により定めることとなつておまして、これらの標準率のうち農作物共済にかゝるものについては、当分の間三年ごとにこれを改定することを建前といたしております。本年はちよとどその改定期に当たつていたのでありますが、政府は、現在、農業災害補償制度の抜本的改定を準備中でありまして、本国会に別途その関係法案を提出し、昭和三十七年産の水稲から実施する予定にいたしておりますので、農作物共済の共済掛金率の設定方法についても新制度に則して改善を加えるのが適当と考え、現行法の規定による改定は一年延期して、本年はこれを行なわないこととしたものであります。

なお、この法律案は、さきの第三十八通常国会に提出し、慎重に御審議を賜わり、衆議院農林水産委員会において修正可決の後、審議未了となりまして同題名の法律案と同様の趣旨のものでありまして、前国会における修正案のとおり内容を改めまして、再提出をいたしました次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、ただいま上程されました中央卸売市場法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

青果物、魚介類、肉類等いわゆる生鮮食料品の適正かつ円滑な流通をはかりますことは、生産者の所得の向上の上からも、また一般消費者の利益を増進する上からも、きわめて重要であり

ます。これら生鮮食料品は、品質が変化しやすく、多様であるという商品の特性から、通常、卸売市場において価格の形成と物資の集散が行なわれ、卸売市場が流通機構における中枢的な地位を占めている実情にあります。

そこで政府は、中央卸売市場法に基づき、中央卸売市場の育成及び指導監督に鋭意力を尽くして参りましたが、最近における生鮮食料品の流通の実情において中央卸売市場を初め、広く生鮮食料品の卸売市場についての対策を確立する必要があると痛感され、一昨年三月臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法が制定されたのであります。同法に基づいて設置された臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会におきましては、一年間にわたり慎重に調査審議を重ねた結果、卸売市場対策の基本方針及び卸売市場対策に關する措置について答申がなされたのであります。

政府といたしましては、この答申の趣旨に沿つて、生鮮食料品の卸売市場の整備改善を進めるべく諸般の措置を講じて参る所存であります。同答申を具体化するための立法措置といたしましては、中央卸売市場法を改正して、中央卸売市場の開設及び整備の計画的推進をはかるための規定を新たに設けるとともに中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため、現行規定を整備強化することが必要と認められるのであります。

このように見地から、中央卸売市場法の一部を改正する法律案を前国会に提出したのであります。今回これと同一の内容のこの法律案で提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきましまして御説明申し上げます。

第一は、中央卸売市場の開設及び整備に関する計画の樹立及びその円滑な実施をはかるための措置についての規定の新設であります。

すなわち、農林大臣は、生鮮食品品の適正かつ円滑な流通をはかるため必要があるとするときは、中央卸売市場の開設及び整備に関する計画を定めることができることを規定するとともに、この計画の適正かつ円滑な実施をはかるため必要がある場合には、その計画に定められた地方公共団体に対し開設および整備に必要の報告をすることができるとし、さらに、右の計画に基づいて必要な助成措置を講ずることといたしております。

第二は、中央卸売市場における卸売業務の適正かつ健全な運営を確保するための規定の整備強化であります。

その一は、卸売業者の兼業の届け出についての規定の新設でありますが、中央卸売市場の卸売業者の性格にかんがみまして、卸売業者が卸売業務以外の業務を営む場合におきましては、そのことにより、本来の業務の適正かつ健全な運営に支障を生ずることのないよう監督に万全を期する必要があるとす

るので、卸売業者が兼業を営もうとするときは、事前にこれを届け出ることとしたのであります。

次に、現在、中央卸売市場の卸売業者の間における合併、営業の譲り受け等につきましましては、私的独占禁止法の適用除外規定が設けられておりますが、これを、中央卸売市場の卸売業者と類似市場の卸売業者との間における合併および営業の譲り受けにつきま

しても拡充し、中央卸売市場を通じて集中的な取引に資することとしております。

このほか、新たに卸売業務の許可に際し附帯条件を附し得ることとするに及び卸売業者に対し必要により業務等に関する改善措置命令を発し得ることとする等、監督規定を整備するとともに、売買方法に関する規定の改善をはかっております。

第三は、中央卸売市場指定区域の周辺地域の卸売市場に対する改善措置に関する規定の新設であります。

最近における生鮮食品品の流通範囲の拡大の傾向にかんがみ、中央卸売市場指定区域の周辺の一定地域の卸売市場につきましても、その業務が中央卸売市場の業務と密接に関連するものにつきましましては、必要に応じ、これら周辺地域の卸売市場の開設または卸売業者に対してその施設または業務方法に必要なる改善措置をとるべき旨の報告を行なうことができることとし、中央卸売市場を通じての生鮮食品品の流通の適正円滑化に資することとしたのであります。

第四は、中央卸売市場審議会の設置であります。

さきに述べました中央卸売市場の開設及び整備に関する計画の樹立、これに基づく報告等、中央卸売市場法の施行に関する重要事項を調査審議する機関として農林省に中央卸売市場審議会を設置し、学識経験者の意見を十分とり入れて同法の適確な運用を期すこととしております。

以上が、この法律案の主要な内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

い申し上げます。

次に、家畜商法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

近年、家畜の飼養と畜産物の生産は、国民生活水準の向上と農業経営改善の必要に伴いまして急激な増加を示しておりますとともに、また、今後におきます農業の成長部門といたしまして畜産の飛躍的な発展が期待されておりますことはすでに御承知のとおりであります。

しかしながら、家畜の取引過程につきましましては、いまだ十分な近代化と合理化が行なわれていないといいたいがたい状況にありまして、今後畜産農家が適正な生産の成果を取得し得るようになり、畜産の一そのの振興をはかりますために、この取引過程を改善し整備することが緊要であると考えられるのであります。

政府におきましては、二、三年來家畜取引の改善対策に關しまして学識経験者の意見も取り入れつつ、総合的に検討を加えて参つたのであります。が、家畜商の地位の向上、家畜市場の整備及び家畜の取引資金の融通の円滑化、食肉市場の整備等の措置を講ずることが必要であるとの一応の結論に達するに至りました。このうち家畜商の地位の向上に關しましては、家畜商自身及び一般の要請も強いところであります。

また、現在の家畜取引、なかんずく大家畜の取引は、農業団体が、ある程度行なうものほか、多くの部分は家畜商の手を通じて行なわれておりますので、特に家畜商の行なう取引の公

正を確保することがまことに重要性を有するのであります。

このことは、畜産の飛躍的な発展と畜産食品の消費増大のためきわめて緊急の要請であると考えられるのであります。

現在家畜商法により免許を受けている家畜商は全国において約七万五千人おりますが、これらの家畜商におきましても最近とみに自覚を深め、その地位の向上につき自主的努力をしようとす。政府の趣旨に即するような関係法規の改正の要望が高まってきております。

政府といたしましては、これらの事情を勘案検討いたしました。家畜商法の一部を改正する法律案を前国会に提出したのであります。が、審議未了となりましたので、今回これを同一の内容のこの法律案を提出することとした次第であります。

改正の主要点は三点でありまして、第一に家畜商につきましましてその行なうべき家畜取引の業務に關しまして必要な知識に關し適切な講習会の制度を設け、この講習会の課程を修了した者またはその者をその家畜取引の業務に従事する使用人その他の従業者として置いてる者に対して、家畜商の免許を与えることとしたこととあります。なお、現在すでに免許を受けている家畜商については、所要の経過措置を認めることといたしております。

第二に、家畜商は一定額の営業保証金を供託しなければ営業を開始してはならないこととし、家畜商の信用を補完してその経済的地位の向上をはかることとす。家畜商の取引の相手方の保護をはかることとしたこととあります。

なお、営業保証金の額につきましましては、その家畜商の家畜の取引の業務に従事する者の人数が一人であるときは二万円とし、その従事する者の人数が一人をこえる場合には一万円にそのこえる人数を乗じた額を二万円に加えた額とし、営業上必要最小限度の信用補完措置をとることとしたこととあります。

第三に、家畜商に家畜取引に關する帳簿を備え付けさせるとともに、都道府県知事が必要に應じ、その職員をしてこれらにつき検査を行なわせ得ることとしたこととあります。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

〔委員長退席、理事櫻井志郎君着席〕

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案につきましまして、その提案理由を御説明申し上げます。

わが国の畜産は、近年国民生活の向上に伴う畜産物の需要の増大に支えられ、また農業経営の改善上の要請から目ざましい発展をいたしております。

かくて、わが国の畜産も逐次農業経営における零細副業的地位を脱しつつありまして、家畜の飼養規模、飼養管理の形態も漸次拡大し改善されつつあります。

このような趨勢に即応いたしまして、政府としても家畜の改良増殖につきましましては、昭和二十五年に制定されました家畜改良増殖法の実施とその他の措置により、極力努力をして参つたので

あります。

しかしながら、わが国農業の発展特にその中における畜産の振興が重要な課題となっており、現在、家畜改良増殖法の施行の経験と最近における家畜の改良増殖の技術的進歩その他に照らし、家畜の改良増殖に関する法制としましては、現行法の諸規定のみをもつては、刻下の要請を満たすのに不十分となつてゐると考えられるのであります。すなわち、家畜の改良増殖の成果を計画的かつ効率的に農業者にもたらし、畜産の発展とあわせて農業経営の改善に貢献する必要があると痛感せられるに至つております。

このように見地から、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案を前国会に提出したのであります。審議未了となり、今回これと同一内容のこの法律案を提出することとしたのであります。

以下、改正法律案の重要な点につきまして御説明申し上げます。まず第一に、家畜の改良増殖が総合的かつ計画的に効率よく行なわれることにより、畜産の振興をはかり、あわせて農業経営の改善に資する趣旨を明らかにするため、この法律の目的につき所要の改正を行なうことといたしました。

第二としましては、国及び都道府県が家畜の改良増殖の促進施策を積極的に行なうべき義務を定めることとし、その施策において助成援助措置を講じ、または指導を行なうにあつては、家畜の導入を行なう農業者に家畜改良の成果である優良な資質を有する家畜の導入が行なわれるようにすること、その他その助成援助措置または指導が家畜の導入により農業経営の改善に資す

るよう努めることを規定してあります。

なお、別途農業近代化資金融通制度の創設が行なわれること等に伴い、従来の有畜農家特別措置法による家畜導入事業は、発展的に解消されることとなつておりますので、この事態に対処して、時代の要請に即した有畜農家育成に関する基準を農林大臣が定め、今後の援助、指導はこの基準に沿つて行なうことといたしておるのであります。

第三といたしましては、農林大臣が家畜の飼養管理及び利用の動向並びに畜産物の需要の動向に即して、牛、馬、綿羊、ヤギ、豚その他政令で定める家畜につきまして、その改良増殖に関する目標を定め、かつ、これを公表しなければならぬものとし、この目標に即して、都道府県知事は、その管轄する区域内の家畜の改良増殖に関する計画を定めることができるものとしたのであります。しかして国は、都道府県に対してその家畜改良増殖計画の実施に必要な援助に努めるものとしたのであります。

第四に、最近家畜人工授精用液の長期保存技術が進歩いたしましたのに対処して、種畜及び家畜人工授精に関する規定を整備することといたしました。

すなわち、現行の種畜及び人工授精に関する規定は、当時人工授精が緒についたころに制定されたものであるために、精液の凍結保存法のごとく、長期にわたる保存を予想しておらず、この点において今後実情に即さない場合が生ずることが予想されますので、この点の整備をすることとしたのであります。

あります。

第五に、家畜登録事業に関する必要な規制を行なうことといたしました。家畜を登録して、その血統、能力、体型を明らかにすることは、家畜の改良増殖を促進する上にきつめて重要な事業であり、今後の家畜の改良増殖の方向によく適合し、公正に運営される必要があると見られるので、所要の規定を設けたのであります。

すなわち、家畜登録機関の登録規程は、農林大臣の承認を要することとし、登録規程がさきに述べました家畜改良増殖目標に即したものであり、かつ、公正に家畜登録事業を運営するに十分なものであることをその承認の要件とするにいたしました。

また、これに加え、家畜登録機関に対する国の助言、指導その他必要な援助及び農林大臣の監督に関する規定を設けることといたしました。

第六といたしましては、農林省に家畜改良増殖審議会を置くことといたしました。

この審議会は、学識経験者をもつて構成し、家畜改良増殖目標その他家畜の改良増殖に関する重要事項につきまして農林大臣の諮問に答え、また意見の具申を行なうものであります。

以上が本法案の提案理由及び主要内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませ。よろしく申し上げます。

〔理事櫻井志郎君退席、委員長着席〕

次に、農林中央金庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

あります。

農業の近代化を推し進めて参ります場合に、それに必要な資金として農林漁業金融公庫等の政府資金による融資を拡充強化していく必要があることは申すまでもありませんが、それとも組合系統資金の積極的活用を図ることがきつめて大切な問題であることが御承知のとおりであります。これがためには、組合系統金融組織の整備拡充と活発な活動が必要と思つて、中央金庫に充て、組合系統の中核機関たる農林中央金庫につきましても、その機能を十分に發揮できるように、その体制を整備する必要が痛感されるのであります。

あたかも、最近における組合系統資金の充実により金庫に対する政府の優先出資が昭和三十四年七月に全額償還され、金庫が民間出資のみからなる団体となり、構成団体との間に相互信頼に基づいた有機的結合を深め、真に農林金融の中核機関としての機能を發揮し得るようその組織を整備すべき機が熟したと考えられるのであります。

以上の事情に基づきまして、従来金庫の役員が政府任命でありましたものを、出資者総会による送任に改めるほか、事業に対する監督規定を整備する等、所要の改正を行なうための法案を第三十八国会に提案いたしました。

今回提案いたしました法案は、前国会に提案いたしましたものを衆議院農林水産委員会の修正どおり修正いたしましたのであります。

次に、この法律案のおもな内容を御説明申し上げます。

第一は、役員の主務大臣任命制を廃止いたしました。理事長及び監事は出

資者総会で選任することとし、副理事長及び理事は理事長が任命することとする等、金庫の役員に関する規定の改正を行なうこととあります。

第二は、金庫の業務の重要性にかんがみ、業務の運営に関する重要事項を審議するため、理事長の諮問機関として理事長が委嘱する審議委員の制度を新たに設置し、従来の評議員の制度を廃止することとしたのであります。

第三は、農林中央金庫監理官を廃止することと並びに主務大臣の監督に関する規定及び罰則その他条文の整備を行なうこととあります。

これは、役員選任方法の改正と関連いたしました。事業面における監督を強化し、金庫の業務の運営及び財産の管理の適正を期する必要があると見られて、これらの点につきまして主務大臣が予防的あるいは補正的な指導監督を行ない得るよう、主務大臣の監督に関する規定及び罰則を整備いたしますこととし、これに伴い従来農林中央金庫監理官を廃止することとしたのであります。

以上が、この法律案を提案する理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さらんことを御願いたします次第であります。

○委員長(仲原善一君) 以上をもちまして農業近代化資金助成法案外七件の提案理由の説明は終わりました。これらの件につきましては、本日はこの程度にいたします。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕  
○委員長(仲原善一君) 速記をつけ

家畜取引法の一部を改正する法律案  
(閣法第三十七号)参議院決議を議題といたします。

本案は、去る六日提案理由の説明を聴取いたしました。本案の内容の概要について補足説明を求めます。

○政府委員(森茂雄君) 家畜取引法の一部を改正する法律案につきまして若干補足説明を申し上げます。

まず、改正の主要点は三点であります。第一に、家畜市場の再編整備に関する規定を拡充し制度の円滑な実施をはかること、第二に、家畜市場における家畜の売買方法に関する規定を整備し家畜取引の実情に即しつつ改善をはかること、第三に、家畜市場の一定の周辺地域における家畜の取引の制限に関する規定を設け、市場取引の適正化に資することでありまして、その他改正点は、これらの改正に伴う条文の整理および字句の整理などでありま

す。まず第一点は、家畜市場の再編整備に関する制度についてであります。すなわち、第一に第十九条の改正において、再編整備の対象を産地家畜市場から地域家畜市場に拡張したことであり、第二、この両市場の内容の相違は、第二条の定義の改正によって行なわれており、前者が、主として家畜を生産する農業者が利用する市場であるのに対し、後者は、農業者たると家畜商たるとを問わず、一定の地域内で生産された家畜の取引に利用される市場である点にあります。したがってこの地域家畜市場の中には、従来の産地市場に加えて集散地の家畜市場が含まれることになりま

す。再編整備に関する制度についての改

正点の第二は、第二十条の二の再編整備にかかわる都道府県知事の報告についての規定の新設であります。再編整備を行なう必要のある地域で、地域指

定の要件を充たしているものについては、再編整備を行なうことが特に必要であると認められる場合は、開設者からの申請を待たず、知事がその地域内の開設者に対して地域指定の申請をすべきむねの勧告をすることができるよう

にいたしましたことでもあります。再編整備に関する制度についての改正点の第三は、第二十六条の三の国及び都道府県の援助についての規定の新設であります。

すなわち、国及び都道府県が、再編整備計画の円滑な実施を確保するため、開設者に対し、助言、指導その他必要な援助を行なうよう努力することといたしました。なお、これに関連する予算として本年度予算においてこれに對する国の補助金が計上されております。

次は、第二点の家畜市場における家畜の売買方法に関する規定の整備についてであります。一部の家畜市場において、入場頭数が多いため、せり売りがたいてい実情にあり、このためには、ある程度の期間をかけてせり売りをまたは入札による取引が円滑に行なわれたい実情にあり、このためには、入札の方法による取引が行なえるような条件を整備しつつ、その条件が整備されるまでの間はせり売りをまたは入札以外の方法による取引のうち、取引の公正を確保するための最小限度必要な条件を備えていると思われしものを経過的に認めることといたしました。法の円滑かつ適正な実施を期するな

ど、関係規定を整備することといたした次第であります。

すなわち、まず第一は第十五条のせり売りをまたは入札以外の売買方法を認める事由について(一)入場頭数が売買施設の状況から見ても著しく過多と認められる事例を追加したことは、(二)せり売りをまたは入札によることが不適当な場合のみでなく困難な場合をも加えたこと、(三)せり売りをまたは入札以外の方法については農林省令でその具体的方法を定めることができるようにしたこと

であります。売買方法に関する改正の第二は、第一の例外措置を認める事由についての改正に対応して、第十五条に第二項および第三項を加え、都道府県知事がせり売りをまたは入札以外の売買方法に関する許可をすることができる場合に、例

外措置の許可をすることができるようにし、せり売りをまたは入札の実施のため必要な諸条件の計画的整備を条件とし得るようにしたこととあります。売買方法に関する改正の第三は、第十八条の二の規定を新設し、都道府県知事が売買方法に関する規定に違反行為をした家畜商に對してその違反行為をした家畜市場における家畜取引の業務の停止命令を出せることにし、売買方法に関する規制の実効を確保することとしたこととあります。

改正の主要点の第三点は、市場周辺地域の取引制限についてであります。現在、家畜市場について、その取引の適正化のため種々の法的措置を講じているにもかかわらず、一歩家畜市場の外に出ると、取引が野ばなしで行なえる建前になっているので、市場における規制をくぐり、また市場における手

数料を支払わないようにするため、家畜市場の周囲の道路等で取引が行なわれ、これが市場の取引の適正化、円滑化を著しく阻害しているので、この点につき必要な規制措置を講ずることといたしましたわけでありま

す。すなわち、第二十七条の二の規定を新設し、家畜市場の開場日等において、その家畜市場からおおむね千メートル以内の一定の区域内では、都道府県知事の許可を受けた場合を除き、家畜取引を業とする者の取引を禁止することとしたこととあります。

以上、主要改正点につき、御説明をいたしました。このほかの若干の改正点は、以上の改正に伴う字句整理、条文整理、罰則の整備等でございます。

○委員長(仲原善一君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記をつけて下さい。

○委員長(仲原善一君) この際、食糧管理に関する件につきまして、質疑の要求がございますので発言を許します。

○櫻井志郎君 食糧庁長官に質問したことがありますが、きょうは病欠ということでありまして、政務次官、部長からひとつ責任あるお答えをいただきたいのでありますが、第二室戸台風のあとで、非常に史上最大の豊作といわれた今年の米作に對して相当の被害を受けたことは御承知のとおりでありまして、このことに対して、政府においては、われわれの強い要求も十分考慮されて、納入期限に對する延期の問題、そ

れから等外米の特別買い上げ等の措置に對して、一応妥当と思われる措置をとられることになりました。これはたいへんけっこうなことだと感じたい。そこで、特に被害の多かった所において、その後鋭意努力をいたして、おろわけてありますけれども、台風被害が予想外にひどかった、例示をいたしますならば、電力が各方面広範囲に、そうしてまた相当の日数停止をしたという事実や、倒伏した稲等が非常に多かつたために、刈り取り等の労働力が、平常の場合の比率でなしに、たいへん労働の生産性が落ちたというところ等、納期が当初農業者の方々が予定を立てておられたのとはたいへん食い違ってきた。第一回の九月三十日までの納期の延期については、これは先ほど申し上げたとおり、一応最小限度の妥当な措置をとられたわけでありまして、加えまして、きょうのからきょうにかけての台風第二十四号が、十月のすでに中ごろにもかかりませう、たいへん中心示度も気圧の低い大台風が押し寄せ、その台風がどこへ上がるかということについて気象庁等の報告もなかなか確定的な打ち出し方が出てこなかつたため、第二室戸台風に對する非常な被害というようなことからして、各農家では台風が本土に接近する少なくとも二、三日前から防護措置のために全く手をとられてしまつて、台風が襲来した所も、事実上関東地方のように相当暴風雨に襲われた所も、そうでない所も、少なくとも防災のため二日ないし三日の手を取らなければ、第二室戸台風と今度の台風という問題が、物理的にも精神的にもかみ合ひま

す。すなわち、第二室戸台風と今度の台風という問題が、物理的にも精神的にもかみ合ひま

かかわりませず、納期等について思つたような進捗度を見ることができなかつた、こういう事実に対して、いわば不可抗力的な事実に対して、第二回目の納期である十月一日から十日までのこの納期に対して、第一回の措置と同じような措置をせよ政府におかれてはとってもらいたいというふうな考へるものでありますが、どちらからでもけつこうでありますけれども、お答えをいただきたい。

○説明員(田中勉君) お答え申し上げます。ただいま先生からお話しがございまして、今年の室戸台風が九月の十六日にございました。特に裏日本、なにかんづく新潟県を中心といたしまして電力の障害が、非常に極端な障害が出て参りましたことは御案内のとおりであります。特に新潟県等におきましては、電力の障害によりまして、当時総部落の九〇％が電力障害によりまして、脱穀、調製その他に重大な支障を来たしたという実情になつて居るわけでありまして、この電力の回復関係が、ずつとそれ以来鋭意東北電力その他でも復旧作業に努力いたしましたわけでありまして、おせい所で十日、早い所でも四、五日というような状況でございまして、九月の二十六日ごろまでは全部で約八割程度しか回復しておらなかつた、こういうような事情があるわけでありまして、そこで早場米地帯、特に九月の第一期に関係いたしておりまして北陸四県でございますが、新潟県以外の、福井県にいたしまして、石川県あるいは富山県にいたしまして、いろいろ現地の私のほうの出先の機関を通じて、状況をつぶさに調査いたしましたのでございます。相当な被害が

あつたことは事実でございますけれども、電力関係の障害におきましては、新潟県に比べて非常に差がございました。そういうことでございまして、私の方をいたしまして、特にこの第一期の九月三十日までの早場格差金の支払いの期限につきましては、電力のような不可抗力の障害によつてどうしても脱穀、調製がおくれ、その結果、期限までに政府に売り渡す量が、前年あるいは前々年等の実績にかんがみまして、非常に激減をするという情報を得まして、また私どももさうやうに推定いたしまして、九月の三十日の告示をもちまして、新潟県につきまして五日間の期限延長の措置をとつた次第でございます。その他の北陸の、特に早場の三県につきましては、先ほど申しましたように、電力関係から見ると障害といふものはきわめて少なかつたわけでございますが、その他、台風によりましていろいろ障害が起きましたのは、かけておられますが飛んだような事態とか、面上にありまして稲が倒伏いたしました水につかりまして、その調製なり乾燥なりに手間取つた、こういう実態があるわけでございますが、この早場期限の問題につきましては、特に食糧庁といたしましては電力関係の事情を重視しまして、新潟県につきまして、先ほど申し上げました五日間の延長の措置をとつたわけでございます。なお、お尋ねの中にございましたように、特に台風によりまして倒伏の被害といふようなことが出て参つて居るわけでございますが、第一期のわ

せ、第一期のものにかかるとは特に早いわせ系統でございまして、中晩稲におきましては、特に倒伏の被害による

品位の低下、品質の低下というような状態が出て参つておられますので、今後におきましては特にこれらの低品位米の買い上げ、予約内における買い上げの措置等につきまして、きのうもきょうも、現地からいろいろ現地の出回りの見本等を持って来ていただきまして、これが政府買い上げの措置につきまして善処いたしているような次第でございます。あわせて九月の二十九日には、全国的に等外米、それから規格外米——台風なり災害によりまして、米の出回りの品位低下に伴いまして、等外米なりあるいは規格外米の政府買い上げ措置をとつて、全国的にこの通達を出しまして、現地でそれぞれこれの取り扱いをやるように指示いたしておるような次第でございます。

○櫻井志郎君 今の田中部長のお話だと、どうも電力事情だけを考へて、それが影響したのは新潟だけだといふお話なんですが、私どもが交渉した段階においては、そういうふうには聞いておらなかつた。事実上台風を直接原因とした不可抗力的な障害に対しては、第一回の九月三十日までの納期について適當の延期を考慮しますというふうな聞いておつた。もちろん新潟等における長期にわたる停電といふことは、これは言うなれば絶対的な障害ではあります。私は富山県なんですが、富山県においても各地方において停電という事実はある。私はちょうどあの十七日の台風のとくに富山へ帰つておりました。まる二日間停電が回復しないままに帰つてきたといふ事実もあるのです。よそのことは別として、これは非常にひどかつた所は当然として、あるいは隣の富山とか石川とかいふのは問

題にならないほど輕かつたといふふうな判断を持つておられるとすれば、私はこの判断は間違いないかと思ふ。それからもう一つは、台風による倒伏ということが、ただ品質低下ということについてだけ現われてきておるうちに田中部長が言われておるんですが、それは品質低下あるいは発芽といふような問題で、これはもちろん言うまでもないことでありますけれども、稲を刈り取るという労働力において、これはもう徹底的な障害要素になつておるはずなんです。停電ということも、ある程度、程度は輕いかもしらぬけれども、これに即応しただけの労働生産性の低下が出てきておること、もう専門家のあなた方はよく御承知のところなんで、そういう問題も当然取り上げてもらわなきゃならぬ。台風による洪水あるいはその他の事情で、あるいは災害のあと、たとえば富山県でいうと、私の礪波地方なんていうものはほとんど一戸も余さず風倒木あるいは家がこわれたという事情が出てきておつて、この回復のために、少なくとも最小限度の人が住めるような措置をとるためだけでも幾日間か手を取られておる、そういう事情といふものは、やはり当然考へてもらわなきゃならない事情だと思ふのですが、いかがでしょうか。

○説明員(田中勉君) 御案内のように、ちやうど早場の時期には全国的に見ましても、比較的天候障害あるいは台風というふうなものに襲われやすい国内の状況にあることは御案内のとおりでございますが、私どもの考へ方といたしまして、特に台風等によりまし

て収納なりあるいは脱穀なり、こういう面が非常に立ちおかれて、その結果政府の買い上げ数量に非常な例年に比べて影響をしますと、こういうふうな見込み等も一応参酌いたしました。これを決定いたしましたような次第でございます。これは県を特例をして申し上げますが、当時の新潟県の状況といたしましては、例年の九月末までの出荷予定数量に対しまして、私ども現地から前日までに取りましたこの状況等によりましては、電力等の被害によりまして約半数程度しか、第一期の納期にかからぬ、こういうような事実もございまして、実際に九月末日に買い上げました数量といふものは、新潟県につきますと、ちやうど昨年の半分の数値が九月末までに買い上げたといふような状態でございます。櫻井先生の方の富山県におきましては、昨年比べまして九月末までに富山県全体として第一期の格差金をつけて買い上げました数量が、県全体として昨年の二割増といふ数字になつて居るわけでございます。これはもちろん第一期のことでございます。ですので、第一期、第二期、第三期、第四期、中晩稲が出て参るような状態を私どもがここで推測して居るわけではございませんが、第一期の結果は、さうな結果になつており、その他大体お隣の石川県にいたしましては福井県にいたしましては、昨年比でございまして、九月末の買い入れの数量というものは、前年度に對比いたしました一割ないし二割の増加、こういうような状況になつて居るのでございまして、これらの買い入れの見込み数量等が、各種の障害なり支障によりまして、その結果と

て収納なりあるいは脱穀なり、こういう面が非常に立ちおかれて、その結果政府の買い上げ数量に非常な例年に比べて影響をしますと、こういうふうな見込み等も一応参酌いたしました。これを決定いたしましたような次第でございます。これは県を特例をして申し上げますが、当時の新潟県の状況といたしましては、例年の九月末までの出荷予定数量に対しまして、私ども現地から前日までに取りましたこの状況等によりましては、電力等の被害によりまして約半数程度しか、第一期の納期にかからぬ、こういうような事実もございまして、実際に九月末日に買い上げました数量といふものは、新潟県につきますと、ちやうど昨年の半分の数値が九月末までに買い上げたといふような状態でございます。櫻井先生の方の富山県におきましては、昨年比べまして九月末までに富山県全体として第一期の格差金をつけて買い上げました数量が、県全体として昨年の二割増といふ数字になつて居るわけでございます。これはもちろん第一期のことでございます。ですので、第一期、第二期、第三期、第四期、中晩稲が出て参るような状態を私どもがここで推測して居るわけではございませんが、第一期の結果は、さうな結果になつており、その他大体お隣の石川県にいたしましては福井県にいたしましては、昨年比でございまして、九月末の買い入れの数量というものは、前年度に對比いたしました一割ないし二割の増加、こういうような状況になつて居るのでございまして、これらの買い入れの見込み数量等が、各種の障害なり支障によりまして、その結果と

して出てくるわけですが、それらの点も十分現地の機関を通じまして私ども調査の上で判定いたしましたわけでございます。もちろん、これは県全体の数量でございます。県内におきましては御指摘ございましたように、地帯によりましては確かに例年に比べて劣るといふ地帯もあるようにございしますが、早場の格差金の延期の措置は、これは過去におきまして非常に例がございせんので、三十四年にはこれをやりました例がございせんが、その場合におきまして、その県内の地帯別にこういふ事態を取り上げるといふことは前例がございせんし、また県当局等の意向に徴しませんが、なかなかその辺の村別にあるいは郡別に、あるいは地帯別に、あるいは県内の取り扱いが非常に困難だといふことは、私どもも県庁方面から過去におきましていろいろそういう点において聞いていたわけでございます。県全体として私が申し上げましたのでございせんが、県内におきまして、確かにその地帯的に例年に比べて劣っているといふような地帯があるといふことは事実でございます。

○櫻井志郎君 昨年と比べてどうこうという、これは当然一つのいい私は基準だと思つて、そのことについてどうこうというわけではないのだが、一方において予約数量というものが、やはり昨年より、私は数字は今ここに持ち合せておらないけれども、相当ふえているのじゃないか、そういう事情が加味してあるのかどうか、それからもう一つ、県単位だけで考へておられるようでありませんが、私の県の事情からいふならば、台風を中心

が通つた呉西地方、呉西というところ、呉羽山という山が、県の中央にある、その呉西地方の方が、呉東地方より非常に被害が激しかった。そういう地域的な事情が激しいのは、それもごく局部的な事情でありませぬけれども、相当広範囲にわたる地域的な事情といふものは、やはりこれは当然考へてもらわなければいけないと思つて、この二点について……

○説明員(田中勉君) ことしの予約数量が昨年の予約数量に比べて、その要素が織り込んであるかどうかというお尋ねでございせんが、ことしの予約数量は四千九百万石になっておりました。昨年の約三千九百万石の予約数量に対して、大体五割ぐらいの——国全体のお話でございせんが、五割ぐらいの増加ということになっておるわけでございます。その点からいいたしまして、九月末の穀穀地帯におきましてこの三県の買入れ数量は、それぞれの要素を織り込みましても相当上回つていふことが言えるわけでございます。

そういうような町村なり、あるいは郡なり、あるいは地帯なりという、そういう区分等につきましては、非常に累当局あたりの積極的な、私どものそういう判断を下す場合に御協力が得られないといふような事情も過去において、ずいぶんあつたわけでございます。この点は決して現在原一円としてのみ取り上げるといふことにつきましては、私も決して最善とは事務的に考へておらないわけでございますが、現在までの、過去においてとつて参りました措置は県単位ということで、その結果はまた県単位全体として、例年に比べて政府買入れ量が決定する。そういう結果と相待ちまして、そういうような措置をとつておるといふことでございます。

○森八三三君 今の問題は農林省だけの問題でなくて、事が財政当局にも関連する問題で、部長の一存でお答えを願つたというわけには非常にむづかしい問題で、御苦勞願つておると思つて、先回のときは九月の十六日でしたが、期限の九月三十日までの間には相当のこれは日数があつたわけですね。ですから、今櫻井委員のおつていただきましたという希望を私も強くしておりましたが、諸般の事情を調べて新渡戸だけという、われわれとしては遺憾の措置がとられましたけれども、今回は十日という期限の問題が起つておるわけですね。その二、三日前からすでに気象通報等あつて防災のため専念をして、買入れ調整というような方面には、非常に枯渇しておる精力の中から回すというわけには参りかね、一切がささいの労働力という

ものはそつちの方に集中せられた。そしてこの十日を迎えてしまつたわけなんです。そこで、国家経済の上からいつても五日とか延ばしてやるというにしまして、完全な調整をさして政府に納入せしめるというところの方がいいんじゃないか。やはり農家としては、加算金の問題がありますから、これは人間である限り欄は伴いますので、どうしても不完全調整のものでも持ち込むという危険性がないとは言えぬと思つて、そういうような、もう少し高い角度から考えましても、国の利益を確保するという点からいつても、五日やそこらのことであれば延ばしてやつて、完全に乾燥調整をさしたというものを政府が収納するということが、わずかに百六百元、何百円かの問題ではなくて、非常に将来に国の利益を確保するという忠実な私は結果が出てくると思つて、同時にまた生産者の立場に立てば、その間に石六百円連うということですから、これは再生産確保を旨とするという食糧管理法の価格をきめる趣旨にも合致して、こう思つて、ですから、これは議論をしていける必要はないので、そういうような生産者の立場に立つて考えましても、国の全体の経済の上からいふても品質のいいものを食べていただくという点からいふても、完全な調整をさしたものを政府が収納するといふことが私は一番好ましいと思つて、常態ではできません。できるが、十日という期限が一つありますので、その二、三日前から防災のために専念をして、そのほうには精力が回らなかつた。こ

これは災害を受けた——救助法の発動はそんなことじゃない。むしろそういう方面に一先懸命やられた者が災害を免れたかもしない。ですから、そういうような災害救助法発動の町村だけを拾うとか拾われぬというだけじゃない、全面的にそういう措置をとるといふことがこの際としてはどういふ方面から考へてみても、私は国としてはやるべき施策であると、こう思つて、どうしよう。

○説明員(田中勉君) 御指摘の点は確かに災害があつたときのみならず、実は早期米の格差期限というものが四期あるわけでありませぬ。九月末第一期、第二期、第三期、第四期とあります。本来この期があるといふことの買上げ方は、まあ食糧庁の側から非常に一方的な言い方になるかもしれせんけれども、どうも検査買入れという適正検査なり、そういう面から見ると、早場格差金のこの切り方は、秋になつて私も第一線の食糧事務所の職員が悩む問題でございせん。そのほか、やはり何らかの形で天候の不良の問題とか、あるいは今度のような異常な台風とか、こういうような事態によりまして、期限の問題につきましては非常に私も悩んでおる問題でございせん。確かに御指摘のように、乾燥を十分にする。何も期日にすべり込まなくても、それをゆとりをもつてその期日に物を持ってこさせる、こういうことも一つの確かにやり方だと私も思つたわけでございますが、この辺の判断の問題は私の方といたしまして、さればとつて三日延ばしたからいい物がくるか、そうしますとその期限にはやはりそれに間に合うようなか付込みと

昭和三十六年十月十日【参議院】

いうようなものがやはりどうしても免れ得ないということもあるわけでございまして、期限そのものを機械的に区切っているところに、こういう各種の天候条件その他の災害条件というふうなものとの関連はいたしまして、むしろ無理な問題があるかと思つておりまゝす。この点につきましては、非常に私どももこの期限が画一的になつていゝという点につきまして、またこれを簡単に、いろいろな諸条件によりまして特別措置を講ずるといふようなことについても安易に流れるといふことであつてはいけません。特にこの期限の延長は非常に大きな問題にいたしておるわけでありまゝす。しかしながら、政府がそのために特にいかにわしゝいものまで買わざるを得ないといふようなことは私どもの本意ではないわけでございます。まあ、その点は十分末端におきまして生産者の方々の御理解も得つつさういふような不幸な事態に對していろいろ他の面、まあ品質が低下いたしますならばさういふような問題についても十分それらの米を見ましてさうして買ひ上げ、あるいは予約の對象とするといふような措置等を全般に講じていくのが私どもの今考えてございませぬ。

○森八三一君 部長のおっしゃることはわからぬわけでもありませんが、この二、三日の状況といふものは常識で考えられない一つの非常な例外な事柄なんです。非常に大型台風だといふわけで親切な報道が気象庁の方から流れますから、伊勢湾台風その他の災害によつて非常な難儀をいたしました農家の諸君といたしましては、家の問題

からそんな問題について防災のほうに専念をしなければならぬといふことのためにあらかじめ十日には調製を完全にやつて納入しようといふ計画を立てておつた、その計画が不可避的な条件によつて乱されたんです。そのことを救済してやるという措置を講じますことは生産者に対して報いる道もあるし、今お話しのようにかけ込みといふことは私もあると思つております。さういふことがこんな際にはさらに一そう強くなりませんか。さうするとやはりこれは肉眼検査ですから、しっかりとやりになつていゝとは申しましても、どうしても納入されるものについて水分が多いとかいふようなものが多くなると、わずかなことをかれこれ論議するために非常に大きな国損を侵すといふことに私はつながると思つております。ですから、忠実な食糧管理の業務を遂行するといふことに考えを及ぼしていただくならば、ここで四日なり五日なり延ばしてやると、さうして完全調製したものを取るということが国全体のこれは利益を確保するゆゑなんです。これは大蔵省の方面でも御了解願へると思つておる。だから、農林省としては腹の中十分考へてやろうといふお気持はあつても、事大蔵省のほうにいくといふとなかなか壁につかえてしまつてむずかしいもんだから、ここで色のいい返事をするとあとでお困りになるからといふことだと思つておる。これは今大蔵省の方面でも国の利益がふえるといふことなら大蔵省の連中はこれもちつとも異存はないですよ。食糧管理特別会計に少しでも利益がもたらされるということになれば財布を

握つておる連中はこれは無条件で了承しますよ。ですから、さういふことで御折衝願へば私はいけると思つております。さういふふうな一つ御措置が願へんものかどうか。もうここでだめだから考えないといふのは、もつともです。考えましようといふお気持になつていただくことがこの際としては、私はお答えを願ひたい要点なんです。が、きょうここでこれはやりましようといふ切つてしまふ、これは部長としては関係省のあることですから一存ではいかぬと思つておる。そのことはわかりませぬ。わかりませぬが、所管省の農林省がその気にならぬと相手の方が立ち上がることもできませんので、だから、ごもつともだからさういふ趣旨において全力を尽くすといふくらいのこととを言つていただくことはけつこうだと思つておる。いかががでしようか。

○説明員(田中勉君) この期限の問題につきましましては、もう先生よく御案内の問題でございまして、確かにおっしゃられたような点も十分総合的に問題を考へるべきだといふ立場に立つのも食糧管理特別会計の問題でございませぬ。まあ大なり小なりその後も九月から十月にかけては三十日の間に四期間に、実質的には三十日の間に四期の期限があるわけでございますが、確かに地帯的に見れば、特に北陸、東北、北海道、さういふ水分の検査上許容されておる検査規格の地帯等におきまして、特にさういふ期限に該当するやうな買ひ入れが非常にたくさん行なわれるわけでございます。現在の検査規格上水分の許容率を北陸〇・五%、東北一%、北海道においては一・五%、

さういふ水分許容の検査規格を設けておる地帯においては早場格差金が多いわけなんです。さういふ災害がなくても、それらの地帯における米の水分規格上から見た保管管理あるいは保存上の問題、品位の保持上の問題、さういふ点に問題がある地帯でございます。さういふ地帯において確かに先ほどもお話がございましてさういふ、不可抗力的な一つの天災、障害でもおるわけですが、何にいたしましてはそれらの点を十分総合勘案いたしました。この期限の問題は、私のほうはよほどのあれがないと、特にこれを配慮するといふことについてはさういふ品位保持とか、あるいは総合的に見た観点、さういふやうな各般の要素を織り込むといふことにつきましましては、やはり私どものほうは非常に今までさういふ考へ方に進まない建前をとつておりました。三十四年に実は北陸、東北、北海道方面において全体的にやつたことがございませぬ。これはたとへば十日間のうちに雨の日が七日も八日もあつた、ほとんどほしてあるものを取り入れもできない、あるいは乾燥ができない、さういふやうな事態等に対しまして、さういふ例をとつたことがございませぬ。さういふ回におきましては特に電力等といふやうな、ほんとうに不可抗力的なこの障害といふものを一応あれいたしまして、また現地の買ひ上げ見込み数量、さういふものも私のほうは十月中におきまして各旬別に、各期別に二期、三期、四期、さういふ場合に大体事務所のほうから見込みをとつておりました。その見込み等も、これは先のことでございますが、天候その他によつて変わる場合がございますが、さういふやうな現地からの出回り見込み等も参考にとりまして、さうして第二期につきましてはこれ以上延長する考へは持つておらない、さういふことで今日まで参つた次第でございます。

なお、先生から御指摘ございました点、長官がさういふお話をききましてもお休みになつておられますが、私帰りまして御要望のございました点を申し上げて伝えたい、かように考へております。

○森八三一君 もうこれで話がわかりましたので、最後にいたしますが、十月九日に台風が来るということは、これはだれも予測しなかつたことですが、ね、十月の月にこんな災害が来るといふことは常識でも考へられないと思つておる。さういふ、十月にです。ですから、さういふほんとうにだれも考へなかつた災害が突如としてやつてきた、それが数日前から二十四号といふやつは大抵どこへ来るかわからぬ、場合にやつては本州を縦断するんじゃないかといふやうな情報もあつたわけなんです。ですから、それぞれの府県でも防災の問題には全力をあげたわけなんです。さういふ、十月の五、六日ごろからさういふのほうへ努力をとられてしまつたんです。ですから、電力事情は悪くはなかつたんです。そのときは、ですけれども、電力は来ておつても調製する電力が防災のほうに振り向けられてしまつたから、事実上稲刈りも調製もできなかった、その事情といふものはこれはくんでやらないとおかしいじゃないか。予測し得ざる不可抗力の災害が突如として出てきた、さうして努力は調製のほうには振り向けられなかつた。十日といふ日はきまつておるんですから、





いておりますのは、中晩稲が、確かに先ほども森先生からもお話がございましたように、倒伏したりなんかしまして、芽を出した。これはまあ発芽粒混入規格外米というふうなものになるわけでございますが、こういうものも一定規格以上のものは、これは私のほうはよく現物を見まして、そしてそれらを玄米から一応まあ揚精試験をやりまして、そしてやって参りたい、これを買い上げの対象にいたしたい。特に新潟県につきましては、大体そういうふうなものがおもなる低品種の米であるわけでございます。

それから第三点の新潟県におきましては、集中豪雨なり、それから今度の室戸台風等によりまして、非常に減収がはなはだしい地帯があるわけでございます。特に中之島を中心とするあの地帯の集中豪雨による大減収というふうなことがございますが、この場合におきまして、予約概算金を返納できない農家ができてくるわけでございますが、予約制度におきましては、私のほうといたしましては、さような農家ができませんでした場合には、これは契約によりまして指定集荷業者、たとえば農協、こういう方々に一定の期日に代位弁済をしていただきます、その代位弁済をしていただいた結果、農協対農家の間においてこれは代金の延納という問題が起きるわけでございますが、その場合に金利の補給をする、補助をする、こういう措置をとっていることが過去におきまして三十一年の北海道の大冷害、それから三十四年の伊勢湾台風のとときの愛知、三重、岐阜、この三県にそういう例が——国が利子補給をする、それによって農家の側において

その利子負担の軽減をはかる、こういう措置をとっているわけでございます。特に新潟県の集中豪雨地帯が非常に大減収をいたしましたして、概算金その他の返納にも非常に苦労されているというふうな実情を私も十分調査をいたしております。この点につきましては、伊勢湾台風風なりあるいは北海道の大冷害というふうな例に準じて一つ予算措置をやって参りたい、かように考えている次第でございます。

○**亀田得治君** ちよっと関連して。この災害に関連して、私のほうは大阪のほうですが、相当補正の要求を持っていくわけですね。まあ、以前と事情が違いますから、補正要求などに対しては、そんなに農林省のほうもこだわらないと思っておりますが、その点ちよっと関連してお聞きしておきたいと思っております。

○**説明員(田中勉君)** ただいま御質問ございました点でございますが、きのう、きょうと大阪の地元の方から、それぞれ府庁なりまた農業団体の方が見えておまして、相当な減収が予想されるから減額補正につきましては農林省としても相当理解ある態度を示してほしいという御要望が実はございまして。これは、現在の建前は知事会議でやっていただけるような仕組みになっておるわけでございます。まず、町村長がある程度大体認定をいたしまして、そして知事さんのところでその町村間の、まあ、たとえばバランスというふうなものを検討していただいて、そして知事会議で大体できるといふことになっております。もともと厳密な意味で申し上げますと、本来は町村長会議でやれる、こういう建前には

なっておりますわけでございます。数年前までは国全体の需給の関係もございまして、やはり農林大臣に、県として相当当初のあれを下回るときには農林大臣にもいろいろ協議してもらいたい、こういうふうな運用をとっておったのでございますが、二、三年前からもう建前といたしましては地方限りで処理できる、こういう建前にはいたしておるわけでございます。ただ、その場合におきましても、一つの慣習といまして、農林省のほうにも県自体のそういう大体どの程度どうだということになっておりますが、私のほうはそれによりまして非常に制約するとか何とかいうふうな建前はとっておらないわけでございますが、十分そのほうの実情のお話等がございすれば、私のほうは報告等を受けまして、大体府庁のお考えによってやっていただいでございまして、こういう制度でございます。

○**亀田得治君** 先ほどから論議になっていた点ですが、この災害なり、思わざるこういう現象が起きてきた場合に、期日がある程度変えるということ、農林省にそのことを要請するような格好に今なっておりますが、しかし本来からいうならば、これはもう当然なことなんでしょうか、これはもう当然しておるのですかね。これは事例を調べてみよといえ、これは幾らでもあるわけですね。天災などの事情によってあらかじめ定められた期間が変更される、それはやむを得ないということ、たとえば非常に期日のことなんかは、たとえば非常期日のことなんかは、

訴訟法などにおいても法律上これは明らかにかにされていることなんでしょう。ですから、私はそんなことを議論しているのがちよっとおかしいのじゃないか。もし、そのことを議論しなければならぬのなら、むしろ初めから期日をきめるときに、ただじ云々と念のために書いておくことが私はほんとうだろうと思う。しかし、書かぬだつて、これはまあともかく今期日を分けて書いているというの、国と農民との間の一種の売買契約に関する期日ですからね。これはもう当然なことなんでしょう、大蔵省がそんなことあまりこだわるのはちよっとおかしいのじゃないか。で、むしろ私は大蔵省なりそれから農林省のほうから、これは一週間なんといわずに、せいぜい五日か四日ぐらいにしてくれと、向こうさんのほうからこういつてお願いに来るならこれはわかるけれども、できないことなんでしょう、天災とかそういう場合に。だから、これはあまりそうかたく考えないで、当然なことを農民が当然なこととして言うておるわけですから、しばらく何日にするかという点は、それは双方がやはり意見の食い違いはあろうかと思えますから、だから、やはりこれは変えるのが原則だという立場に立つてやっぱり検討すべきものじゃないかと思えますかね。どうでしょうか、原則と例外がどうも逆になっていような感じがするのです。

○**説明員(田中勉君)** この早場の格差金そのものにも米価体系の問題からいろいろ問題があるというところは、米価審議会等でもあつたわけでございますが、そこで、かつての期別を設けた早場格差金の淵源等からいたしますと、

これはやはり端境期でありますので、政府ができるだけ早く新米を操作したい、早くつかみたい、こういうことが早場奨励金の一つの淵源になっていたと思うのです。その結果、たとえば、九月末が非常に一番高く、十月十日、二十日、それから十月末、こういうふうな段階を経て格差金を通減していく、こういうことにはそういう一つの背景があつたわけなんです。最近ではこの格差金は、そういうような背景が非常に薄らぎまして、もう全体として早植栽培なり、早期栽培なり、そういうふうな米が栽培上出てくるような状態になってきておりますし、その関係からいたしまして、各時期別の格差金、それから全体の格差金というふうな問題についても、いろいろ検討しなければならぬ問題があると思うのでございます。そこで、第一期、第二期、第三期、第四期とございまして、おのおの一期間の差は石当たり二百円、一俵に換算いたしますと八十円ということになるわけでございます。もちろん、これが米価に計算して、そして払われるわけでございますが先ほども森先生からお話ございましたように、かけ込みするような場合において、いかがわしいものまでその時期に買わなければならぬ、こういうことは食糧会計上国損にならぬかというふうなお話も実はあつたわけでございますが、ちよっと等級間の格差、一等、二等、三等、四等という等級間の格差が、一俵八十円ということになっておるわけでございます。この等級間の検査規格の中では、いろいろ検査規格の相違がありますが、整粒歩合とか、もう一つは乾燥の問題からくる水分の問題

題があります。一等等の差は、二等の方が〇・五%水分がよいのである、こういうことになっております。そこで、私のほうは、今まで特に東北とか北陸のような早場格差金に該当するような、いわゆる水分の多い軟質米地帯に対しては、やはり一期の格差金だけが金科玉条ということではなくて、やはり乾燥なり調製を念入りにやれば、等級が自然に上がってくるわけであり、十分それらの早場格差金をカバーして余りあるような等級になってくる、こういうような指導で、現地の農家の方々なり、あるいは農業協同組合の方に御協力、御理解を願っております。確かに一期、二期、三期、四期を見ますと、石当たり二百円、一俵八十円の差があるわけでございます。その期限に間に合わない、実は八十円だけダウンするわけです。この格差金を将来はなだらかにいたしますれば、あまりそれぞれの期限の期末でいろいろ事態に対して深刻に考えなくてもいいというふうな気もいたします。すなわち、現在のところは大體一等級違う程度の格差金になっております。そういうのが一期、二期、三期、四期の差になってくるわけでございます。ですから、やはり私のほうといたしましては、この期限を原則とするということで、その他の、変えるということを例外的に考えているという考え方を持っております。

○清澤俊英君 今あなた、早場米でそれがだんだんカバーしてきた、こう言われるのです。これは初めて早場米奨励金という名前をつけてやりましたときは、早場米じゃなかったのです。早場米が中心ではなかった。いわゆる抑制米価といわれたとき、非常な無理な安い米価決定がありましたので、それで北海道あたりから見ますと、短期間で植付刈り取りをするために、いわゆる北海道では出面——出かせぎ労働者を使用いたしますので、そういう事情から見て生産費がつくので全く間に合わない、そういう不合理があった。そこで積雪単作地帯を中心にして、そういう不合理な価格をひとつ直そう、これが中心でした。だから、初期の場合は一道十一県、御承知のとおりです。全国的なものではありません。それが不合理だということ、だんだんと、千葉がふえ、その他がふえてきて、そして温田地帯で単作地帯が全部入った、こういう形をとっておりますけれども、これは結局すれば積雪単作地帯の経済上の事情、これが中心で考えられたものです。だから、この成立の前には、御承知のとおりに戦前、銘柄に対する特別補助金などが一俵について五十銭かなんぞ出ておりました。それが発展してこれになったのです。だから、早場米ということが大體もう最近では要らなくなつたからといって、これを早場米の名前にかして、実質を変更することはどうもおかしいと思つて、それはまだだとして変わつておらぬと思つて、単作地帯として、これはこれよりいいのですから、ことに積雪単作地帯としては、米一俵よりいいのです。二毛作地帯とは全然趣を異にしている、こういう事情が中心になつておつたのを、早場米だけで、それが調整がついたからというだけの御解釈では、どうもわれわれ納得しかねるのです、これができ上がりしました経過か

ら見ますと。もともとこれはから始まつたのです。あまりに生産費がばらばらであつて、そして北海道、青森等を中心にして、非常に高い生産費につくのです。だから、われわれとして、一応こういう買い上げならば、各県ごとにはばらばらに買い上げして、プールの売つたらどうだ、こういう議論を吐いたのです。これは当時のGHQも、この議論は正しいということが、政府としては事務的に、そういうことはできません。これで一年延期したので、そこへまたまたさつき言ひました銘柄の奨励金でそういうものを延長して、そしてそのカバリーするようになつて、陳情が出てきて、翌年かからうやく行なわれきたと、こういうのです。ところが結局すれば、そういう経済上の理論を中心にして、これはたいして変わらなせん。だから、結局すれば、こういう災害があつて、ことに全体的に困るとなれば、もつと活用してもらひの、森君の言ひ方じゃないが、これは正しいのではないかと思つて、これは正しいの点を私ら納得しかねるのです。どうもその点が私ら納得しかねるのです。こういうことはひとつよく考えていただきたい。だから、かつて私も経験した場合に、二回もあるのです。秋上げが悪い、秋が悪くて米の出方が悪い。天災でも何でもないのです。こういう特殊な天災でも何でもない、秋上げが非常に悪いという場合でも、私もやはり二回ほど延長してもらつておられます。こういうことをあなたどう考えておられるか。

○説明員(田中勉君) 先ほど申し上げましたので早場米の格差金の背景と申しますか、淵源と申しますか、その当時の意義が薄らいできておるといふことを申し上げたいわけでございます。けれども、現実問題として現在の米価の中におきましては、これはそれらの地帯におきましては現実には手取米価の一部をなしているということも現実の事実でございます。それは私も十分承知いたしております。そこで先ほど来新潟県の、昨年比べて著しく第一期がおくれると、こういうような事態に対しまして、私の方は手取米価的な要素がございますので、そういう点も加味いたしまして二日間の延期をいたしておるわけでございます。

○櫻井志郎君 亀田委員に關連。先ほどの亀田委員の質問に対する田中部長の答弁を聞いて、どうも時期別格差という制度に対する政府側のいやけを露骨に出しておられると思つて、時期別格差という制度がとにかくあるのだから、これがいいとか悪いとかという問題を議論しておるわけではないので、こういう制度が現存しておる。現在とにかかあるのだ。そういう制度があるからにはその制度の中で不可抗力が生じた場合にはその妥当な期限の延長をやるのがこれは当然ではないか。こういう質問だと思つて、それに対して、あなたはその問題にはあまり触れないで、時期別格差を存置すること自体に対するその発生当時と、歴史的な事実と現状とを混同してあなた答えておられる。そういう議論じゃないのだ。議論はそうじゃない、農民と政府との売買契約というものがあつたから、その中で突発的な不可抗力の事実が生じた場合にはその期限をそれに応ずるような妥当の措置をとつたらどうだと、われわれはこういうことを言つておる。亀田委員もそういう御質問だつたように思う。ところが、あなたはそれにはあまりお答えにはならないで、時期別格差に対する疑問を述べられておられる。そうじゃない。質問に対する焦点をお答え願いたい。

○説明員(田中勉君) 今の早場格差期限の延長という問題につきましては、例年のその状態におけるいわゆる買入れ数量というふうなものを一つの目安に置きまして、その年々に応じた、いろいろな災害なり天候上の要件が著しくかような面において支障を来たすというふうな場合におきましては、これは先ほども清澤先生に後段でお答え申し上げましたが、確かにそれら地帯におきましては手取米価の早場格差金というものは手取米価の一部になっておるといふ実態があるわけでございます。それで、著しく例年に比べて非常にこれが期限延長をするというふうな事態に対しては原因の内容をよく調べまして、過去において特別に、三十四年にはやつたこともございますが、今回におきましては新潟の例にこれを実施をした。したがって、これは原則としては期日を厳守するという考え方のもとに立つてきわめて例外的にそれらの早場格差金そのものがこれに該当するようない地帯におきましては手取米価の一部をなしておるといふような実態も十分考えましてそういう措置をとつておる次第でございます。

○亀田得治君 じゃあ、別な面からちよつと聞きますが、たとえこれを四、五日延ばしたとしますね。政府はこの米穀の操作上非常に困ると、そう

いう事態は別に今のところないの  
しょう。

○説明員(田中勉君) これを延ばした  
ためにいろいろな操作面において支障  
があるということはもちろんございま  
せん。

○亀田得治君 そうしますと、結局政  
府は台風が来たためにあらかじめ予定  
されたお金を払わぬでもいい。政府の  
ほうが今度は不当に利得をする結果に  
なる。結果においてはそうです。一方  
のほうは損する。そんな取引はないで  
すよ、それは。一方は不可抗力だと  
いつておる。一方はその不可抗力を認  
めたところで、別にそのためにほかへ  
米持っていくって、さらに処理するの  
が  
おかれて、そのために損害など要求さ  
れて、だから、その二百円はやるわけ  
にいかぬといったような事情も何もな  
いのだからね。そうならばこの台風に  
よって政府がもうけるということにな  
る。そんなべらぼうな話はない。

○説明員(田中勉君) 現実に第一期の  
状態、これは九月十六日のあの屋戸台  
風、この影響下におかれました九月末  
日におきまする政府の買入れ量は昨  
年をはるかに上回りました。現実問題  
としてはるかに上回りました。これは  
総量では大体昨年の場合に全国で約六  
百万石でございましたが、ことしは大  
体七百万石をこえておるような現状に  
なっております。第一期の状態がいろ  
いろ今御指摘いただいております。ご  
ざいます。私のほうの現地のいろい  
ろな機関なり調査等の数字を見まし  
ても、例年に比べてそう大差ないとい  
うような情勢も私たちが現地の情勢  
をつかんでおります。そういうこと  
で、特にこの際政府、食糧庁がもうけ

ようとか何とかいう考え方はもちろん  
持つておりません。

○亀田得治君 これはまあいろいろこ  
う法律的な面と、そういう実質的な面  
からいろいろこう検討してみても筋が  
通らないのですよ、これ、実際のところ。  
こつちが、農民のほうで理由のな  
いことを言うておるわけじゃない。し  
かも予定された売買代金以上のものを  
くれと、こう言うておるわけでもな  
い。それをよこさぬなんというのはこ  
れは全くおかしい話でして、これは  
ちよつとひとつあとから理事会でも開  
いて、どうしても食糧庁のほうで独自  
の判断で善処していくということがで  
きなれば大蔵省の担当者をお呼びな  
り、あるいは委員会におけるひとつ議  
論をもう少ししてわれわれの言うのが  
筋が通っているというのなら、委員  
会で決議をして、ひとつ農林大臣にそ  
れをやつぱり要求すると、考え方はや  
はりちよつとこう原則に戻してしま  
う、こういうふうなことにぜひしては  
しいと思つておる。これひとつ何でし  
たら、これは急ぐ問題ですから、ちよつ  
と休憩してもらつて理事会を開くとい  
いんです。やるならそれは早くし  
まないと、農民としては非常に関心を  
持つておるのですが、どうですか。

○委員長(仲原善一君) ちよつと速記  
をとめて下さい。  
〔速記中止〕  
○委員長(仲原善一君) 速記をつけ  
て。本件についてはこの程度にいたしま  
す。

○委員長(仲原善一君) それでは、家  
畜取引法の一部を改正する法律案(閣

法第三七号)を議題といたします。御  
本案に対する質疑を行ないます。御  
質疑のある方は順次御発言を願  
います。

○清澤俊英君 まず、資料を一つもら  
いたいのですが、六法全書かなんか見  
ればあるかもしれませんが、非  
常に関係の深い家畜商法の全文を一つ  
参考資料として、どうせ家畜商法の  
一部改正をやる時にも必要だと思いま  
すので、至急出していただきたい、こ  
う思います。

○委員長(仲原善一君) ただいまの資  
料要求、政府側いいですか。

○政府委員(森茂雄君) はい。

○清澤俊英君 まあ、これを審議しま  
す上で、いろいろ提案の説明並びに資  
料をちよつといただいまして、その中から  
ずいぶんわかりぬ点がありますので、  
お伺いしていきたく思います。本  
案と、まあ芝浦の屠殺場ですか、芝浦  
市場との関係はどういうふうになってい  
るか。まず、その点をお伺いしたい。

○政府委員(森茂雄君) 私今回、二カ  
月前に就任いたしました。いたつて未  
熟でございますが、よろしく御指導願  
いたいと思つておる。

ただいま御指摘になりました芝浦の  
市場は、いわゆるここにいう家畜市場  
ではございませんで、芝浦の市場は成  
畜の取引をやる市場ではございませ  
んで、生産者が御に委託しまして、その  
成畜から屠殺してその製品を取引す  
る。生きものではなくて製品を取引す  
る市場でございますので、一定の条件  
が整いますれば、中央卸売市場といた  
しまして、中央卸売市場の規定による  
食肉の取引市場としての概念に該当す

る市場と心得ております。

○清澤俊英君 そうしますと、この家  
畜市場というものは成牛だけを取り扱  
うのですか。

○政府委員(森茂雄君) そのとおりで  
あります。

○清澤俊英君 何か知りませんが、こ  
れを見てみますと、成牛のほかは冷  
蔵——資料を見ますと、「流通対策」  
云々というところに冷蔵設備を、家畜  
畜産物の流通対策としての家畜市場再  
編整備十八カ所(十七カ所)産地枝肉  
共同出荷施設六カ所、中小都市枝肉冷  
蔵施設十カ所の各事業を継続実施する  
こととし、これにつき単価増云々、こ  
ういうふうな流通上の問題を書いてあ  
りますが、私はこの家畜市場と同時に  
今地方でやつておられます枝肉セン  
ター、これが相マツチするものじゃ  
ないかと思つておる。そういうのじゃ  
ないんですか。

○政府委員(森茂雄君) 御指摘のと  
おり枝肉と、それから家畜取引とはマツ  
チして、関連してルートとしてその家  
畜の取引後に枝肉になるのございま  
す。生きものから製品になるというよ  
うに関連のあるものであります。た  
だ、この今回の改正案に載つておりま  
す家畜取引法の関係につきましては、  
家畜市場で対象にしておりますのは、  
いわゆる家畜の取引をする市場、枝肉  
関係につきましては中央卸売市場の条  
件がそろいますれば、その対象として  
中央卸売市場法によって取引が公正に  
行なわれるように指導をいたしたい、  
そういうふうな考えております。

○清澤俊英君 中央卸売市場法という  
のは今現在あるものですか、あれに家  
畜が入つておるんですか。

○政府委員(森茂雄君) 家畜は入つて  
おります。

○清澤俊英君 それはそれで入つてい  
ればけっこうですが、私は大体家畜商  
法などでそれを訂正しているのじゃな  
いかと思つておりましたが、それはとん  
だ不勉強でしたが……。そこで、大体  
成牛だけをやる、こういうことにな  
りますと、枝肉を作る、いわゆる枝肉  
センターですね、地方の枝肉センター  
それ自身が、大体は成牛取引をして、  
それをつぶすのでしようね。中央市場  
に行きましてもやつぱりそれなんです  
よ。枝肉だけ持っていけません。あそ  
この卸売商といわれる人たちは、いわ  
ゆる家畜商であつて同時に畜肉商なん  
です。そうしてあそこで買うかど  
で買うか知りませんが、とにかく自分  
で買って来た牛や豚を委託して、つぶ  
してそれを売つておるのです。それで  
関連がないというのはおかしい。あな  
たが言われるように、この法律からい  
くと、あそこで家畜の売買はできな  
い、こういうふうなものができる  
と思つておる。私は最も関連が深い  
と思つておる。同時にこの制度が発達して参  
りますならば、当然拡張整備という中  
には、俗にいう枝肉センター、これが  
併用整備せられる、これがほんとうの  
整備の方法じゃないかと思つておるの  
です。それと全然別立てのものになり  
ましたら、それらはどう取り扱うので  
すか。

○政府委員(森茂雄君) 最後に先生の  
御指摘されたとおりでございまして、  
ただ法律的な関係では、家畜市場と中  
央卸売市場と対象物を異にしており  
ますが、家畜市場から地方屠殺場、あ  
るいは枝肉センターと申しますか、そ

ういう所に生体として物が入ってき  
て、そして枝肉になる、その枝肉が中  
央卸売市場で販売されるということ  
あります。また家畜市場から生体が、  
生産者側から卸売業者に委託されま  
して、中央卸売市場で委託販売にな  
ります。中央卸売市場で委託販売に  
するものが、殺されて製品となる、そ  
ういう関係になりまして、家畜市場は  
中央卸売市場に食肉が行く源泉であ  
り、ルートであるということ、御指摘の  
通りであります。したがって、家畜  
市場が整備されると同時に、中央卸  
売市場、あるいは枝肉センターが一  
応の関連をもって整備づけられな  
ければならない、お話を伺って  
あります。

○清澤俊英君 私もうだと思  
うので、中央市場ですか、畜産中  
央市場と地域市場との関係がどう  
なるか、こういうことは、現在枝肉  
取引と、大阪以外東京ではやって  
おりません、やっておられないの  
です。大体あそこですぶされる畜  
肉のうち七〇％は、業者が買って  
きて、委託でも何でもないので、買  
ってきて自分のものを屠殺場でつ  
ぶして、それを相対取引で売って  
いるというわけですね、しように  
も、まだ何もできておりません、こ  
ういったものが出てきた場合に、  
地方市場がだんだん発達してき  
てきた過程においてはどうなる  
か、これは重大問題です。農協関  
係で出ているのは約三〇％です、  
芝浦へ出ておられるのは、これは  
委託でつぶしたものを、これは委  
託でつぶしたものを、これは委託  
でも、そういうところはつむびら  
かでありませんが、そういう形  
で出ています。手を出して、牛を  
委託でつぶしても

らって、肉にして、精肉にする  
とか、入札するとか。相対にする  
というところはまだ行なわれてい  
ないのだ。一方をほうって置いて  
、地方だけ改良しても問題になら  
ぬから、それで伺いしておるの  
です。大体これは谷垣君時代か  
ら一生懸命でこれやりまして、い  
まだこれは目鼻つかない、大体芝  
浦の市場が枝肉取引に踏み切っ  
て参りますの、いつごろになる  
のですか。

○政府委員(森茂雄君) 消費  
市場としましては、枝肉の取引  
市場として、中央卸売市場で枝  
肉を取引して、現在は横濱、名  
古屋、大阪、広島、福岡、最近  
では大宮もそうなりますが、そ  
ういうことで、だんだんと畜  
市場と相対して整備していき  
たい、こういう方針でございます  
が、御指摘の東京につきま  
しては、三十七年度から始める  
という目途のもとに、約半月  
くらい前に一つの卸売会社を  
芝浦に作るというところで、東  
京都庁から関係業者と相談を  
持たせておられます。現在、  
芝浦に入っております卸売業者  
は七十名でございます、そうい  
うことで、整備いたしますので、  
三十七年度からは芝浦は中央  
卸売市場法による枝肉中央卸  
売市場として発足する見込み  
に思っております。

○亀田得治君 ちょっと資料  
だけお願ひしておきます。今資料  
の家庭取引法による行政処分  
なり、罰則が規定されておる  
わけですが、その二つの面の  
適用関係ですね、今までの  
おける。そういう点の資料  
だけをちょっと追加してほ  
しい。

○委員(仲原善一君) たい  
だいま亀田委員から要求の資料  
できますか、整備して下さい。  
○政府委員(森茂雄君) たい  
だいまの御要求の資料は、行政  
処分を受けた者とか、あるいは  
刑事上の罰を受けた件数とい  
うようなことですか。

○亀田得治君 両方中身が  
わかるように、詳しい中身  
がなくてもいいです。どうい  
う案件かということさえわか  
ればいいです。

○政府委員(森茂雄君) 整  
備できますかどうですか、で  
きるだけ整えたいと思  
います。

○清澤俊英君 質問だが、  
この市場法に關係しているか、  
關係していないか問題ですが、  
一つ伺いたい。給食の牛乳の  
問題ですが、この参考資料を  
見ますと、予算は組んであり  
ますね、牛乳に。今年これを  
臨時停止するらしいですが、  
今年これを臨時停止するらしい  
のですが、停止して、牛乳の  
地方的配分というのですか、  
これを一応停止せられてお  
る、こういう実情にありませ  
んか、昨日新潟県として学校  
給食用牛乳の供給事業の継続  
実施に關する陳情書、こうい  
う陳情書が出ていますので、  
これを停止せられ、佐渡の  
ような離島でやっております  
が、それから豪雪地帯の山間  
部等と相当やっておりますが、  
交通の關係上等、その簡単に  
運び出すわけにいきません  
ので、したがって、この制度  
が、せっかく牛乳の学校給食  
というものが予算まで組んで  
あるのに、これを一時その実  
行を停止せられた理由を、  
一つ明らかにしていただきたい  
、どう思われます。

給食用の牛乳の供給でありま  
すが、年間約九億の予算を立て  
まして、三円七十銭一合当たり  
補給すること、安いで牛乳を  
学童にやると同時に、そうい  
うことで需要を増進するとい  
うことで、市乳の市価を支  
える目的のために予算を組  
んでおるわけでございますが、  
その数量は約二十四万石で  
ございまして、三万石一学期  
に供給したわけでありませ  
ん。現在までの状況としては、  
依然として市乳の市価が強  
調を呈しておりますので、今  
後十一月、十二月あるいは  
一、二、三月、著しく市乳  
自身がダブつきまして、天候  
その他の状況等關係上ダブ  
つて、市価が著しく下が  
る、そういうおそれがある  
場合に十分発動しようとい  
うことで、現在、残二十一  
万石の予算を保持してあり  
ます。現況におきましては、  
一部府県から強く学校給食  
用に牛乳補助金をもって補  
給される学童給食用の計画  
を立ててくれ、こういう要  
望の県がありますけれども、  
やはりこれは市乳の市価を  
安定することも、もう一つの  
目的でございますので、い  
ろいろ需給なり価格の状況  
を調査しておりますと同時に、  
どの程度やたらいか、目下  
それとも見比べて大蔵事務  
当局と協議をしております  
。この予算の施行につきま  
しては、特別に大蔵事務  
当局と協議する予算条件に  
なっておりますが、数日  
中に第二学期ぐらには早く  
予定数量をきめたいと思  
います。

○清澤俊英君 これで終  
わります。価格の問題にも非  
常に關係があるので、今言  
うたとおりに地域的にそれが  
運ば、そこで余るかやめるか  
するよりしようがない、こ  
ういふことを考えますと、  
やはりそれはその地域とい  
うものは特定の指定地域、  
最悪の場合でも価格支持  
のためにこの取り扱いを行  
なすべきものである、こ  
ういふ点、抜かりなく一つ  
大蔵省と談判していただ  
きたい。

○政府委員(森茂雄君) よ  
く検討しまして、御趣旨に  
沿うように努力いたします  
。

○北村暢君 資料の要求  
をしておきますが、まず、  
畜産局には畜産關係の法令  
集といったようなものはない  
のか、たとえばこの政令等  
にゆだねている点がない  
ので、政令を待ち合わせ  
ないので、わかるように  
政令を出していただ  
きたいと思  
います。それから、産地  
家畜市場の再編整備  
の実施状況がわかる資料  
を提出してほしい。それ  
については、予算の実  
施状況もあわせて出  
していただ  
きたいと思  
います。以上です。

○委員(仲原善一君) 本  
案については、本日はこの  
程度にいたします。午後  
四時六分散會

十月九日予備審査のため、  
本委員会に左の案件を付託  
された。  
一、大豆なたね交付金暫  
定措置法案  
大豆なたね交付金暫定  
措置法案  
（目的）  
第一条 この法律は、大豆  
の輸入に

関する事情の変化が国内産の大豆及びなたねの価格に及ぼす影響に対処するため、当分の間、国内産の大豆又はなたねにつき、販売の数量及び方法を調整してその販売事業を行なう生産者団体等を通じてその生産者に交付金を交付する措置を講じて、その生産の確保と農家所得の安定とに資することを目的とする。

(生産者団体等に対する交付金の交付)

第二条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる法人(以下「生産者団体等」という。)で、大豆又はなたねの販売の条件を有利にするため、次条の規定による承認を受けた調整販売計画等に従い、大豆又はなたねの集荷、保管又は販売の数量又は方法を調整して計画的かつ合理的にその販売事業を行なうものに対し、交付金を交付することができる。

一 大豆又はなたねの生産者がその直接又は間接の構成員の全部又は一部となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会  
二 大豆又はなたねの生産者から大豆又はなたねの売渡し又は売渡しの委託を受けてその販売を行なうことを業とする者がその直接又は間接の構成員の全部又は一部となつている法人(前号に掲げる者を除く。)

農林省で定める期間内に販売した大豆又はなたね(当該生産者団体等が同項の交付金の交付を受ける他の生産者団体等から売渡しを受けたものの数量に相当する数量のものを除く。)の数量(その数量が農林大臣の定める一定数量をこえる場合にあつては、その農林大臣の定める一定数量)に相当する数を乗じて得た金額とする。

一 政令で定めるところにより、政令で定める一定期間の大豆又はなたねの生産者の販売価格に農業パリティ指数(食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第四条ノ二第二項に規定する農業パリティ指数をいう。)を乗じて得た金額並びに大豆又はなたねの生産事情及び需給事情その他の経済事情を参酌して農林大臣が定める金額(以下「基準価格」という。)

二 大豆又はなたねの生産者の標準的な販売価格として、政令で定めるところにより、大豆にあつては消費地における標準的な取引価格から流通経費を控除した金額を、なたねにあつては生産者団体等の標準的な販売価格から流通経費を控除した金額を基準として農林大臣が定める金額(以下「標準販売価格」という。)

実施等による大豆又はなたねの生産事情及び流通事情、生産者団体等の大豆又はなたねの販売の実績、当該生産者団体等に係る次条の規定による承認を受けた調整販売計画等に定められている売渡し又は売渡しの委託を受ける大豆又はなたねの予定数量等を参酌して定めなければならない。

4 農林大臣は、基準価格及び標準販売価格を定めようとするときは、政令で定める団体の意見を聞かなければならない。  
5 基準価格は、毎年、おおむね收穫期間前の期間内で政令で定める期日までに定めて告示しなければならない。

第三条 前条第一項の交付金の交付を受けようとする生産者団体等は、政令で定めるところにより、大豆又はなたねの販売事業につき実施するその集荷、保管又は販売の数量又は方法を調整に関する計画、その売渡し又は売渡しの委託を受ける大豆又はなたね(当該生産者団体等が同項の交付金の交付を受ける他の生産者団体等から売渡しを受けるものの数量に相当する数量のものを除く。)の予定数量並びにその大豆又はなたねの売渡し又は売渡しの委託を受ける場合の方法及び条件(以下「調整販売計画等」という。)並びに次条第一項の規定による交付金の交付の方法を定め、これらにつき農林大臣の承認を受けなければならない。

受けた調整販売計画等又は次条第一項の規定による交付金の交付の方法を変更するには、あらかじめ、農林大臣の承認を受けなければならない。

第四条 第二条第一項の交付金の交付を受けた生産者団体等は、農林省令で定めるところにより、その交付を受けた交付金の金額に相当する金額を、当該生産者団体等に大豆又はなたねの売渡し又は売渡しの委託をした者に対し、その売渡し又は売渡しの委託に係る大豆又はなたね(当該生産者団体等が同項の交付金の交付を受ける他の生産者団体等から売渡しを受けたものの数量に相当する数量のものを除く。)の数量を基準として交付しなければならない。

2 前項の規定による交付金の交付を受けた者(大豆又はなたねの生産者で他の者から大豆又はなたねの売渡し及び売渡しの委託を受けなかつたものを除く。)は、その交付を受けた金額(その者が売渡し又は売渡しの委託をした大豆又はなたねのうちその者が生産した大豆又はなたねに係る部分を除く。)に相当する金額を、同項の規定の例により、その者に大豆又はなたねの売渡し又は売渡しの委託をした者に対し交付しなければならない。

この項の規定による交付金の交付を受けた者(大豆又はなたねの生産者で他の者から大豆又はなたねの売渡し及び売渡しの委託を受けなかつたものを除く。)について

でも、同様とする。  
第五條 農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)は、大豆及びなたねについては、適用しない。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行し、大豆については昭和三十六年産のものから、なたねについては昭和三十七年産のものから適用する。

2 昭和三十六年産の大豆についての第二条第五項の規定の適用については、同項中「おおむね收穫期前の期間内で政令で定める期日」とあるのは、「政令で定める期日」とする。  
3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。  
第四條第四十七号の三の次に次の一号を加える。  
四十七の四 大豆なたね交付金暫定措置法(昭和三十六年法律第 号)により交付金を交付すること。  
第四十八條第三号の二の次に次の一号を加える。  
三の三 大豆なたね交付金暫定措置法による基準価格及び標準販売価格の決定に関すること。

第五十條に次の一号を加える。  
六 大豆なたね交付金暫定措置法による交付金の交付に関すること。(第四十八條第三号の三に掲げる事務を除く。)